平成２２年（フ）第３０号
奈良市富雄北１丁目12番４―302号
破産者　中村実千男
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第９９号
鳥取県米子市旗ケ崎２丁目17番33―201号
破産者　野口　力也
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１６号
大分県国東市国東町横手2055番地２
破産者　髙木　亮宜
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第４０６号
愛知県岡崎市羽根町字小豆坂168―２　ＡＩコンフォート小豆坂615号室、開始決定時の住所宮崎県東諸県郡国富町大字本庄6600番地町住十日町西幸団地47―１―42
破産者　國料雄一郎
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８１号
鹿児島県西之表市西之表6492番地６、前住所宮崎市大字小松750番地１　エクセルコートⅠ―302号
破産者　井上登志一
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７７号
宮崎市大橋２丁目59番地　宮野アパート103号
破産者　齊藤　英樹
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第５３号
宮崎県串間市大字西方5626番地１、開始決定時の住所宮崎県串間市大字西方5627番地１
破産者　井手　徳文
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
宮崎県都城市山田町山田9115番地１、前住所鹿児島市小松原１丁目57番１―1207号
破産者　福重　弘光
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第９７号
宮崎県都城市大岩田町6931番地１
破産者　川畑　和典
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１０９号
宮崎県都城市上長飯町5205番地216
破産者　川野　悦子
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成１９年（フ）第６７４号
群馬県前橋市樋越町234番地１、開始決定時の住所群馬県前橋市小坂子町2328番地
破産者　小保方牧場こと　小保方　進
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１６９号
長崎県北松浦郡佐々町中川原免165番地８、住民票上の住所長崎県北松浦郡佐々町中川原免６番地６
破産者　濱田　和文
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３３７号
長崎県佐世保市相浦町247番地
破産者　笹山　直樹
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第３３４号
奈良県葛城市兵家662番地、住民票上の住所奈良県葛城市兵家261番地
破産者　吉村　政清
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４０１号
奈良県北葛城郡王寺町畠田８丁目1587番地の３―D102号
破産者　松尾　浩一
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１７６４号
宮城県柴田郡大河原町字新青川８番地10
破産者　川村　忠男
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台３丁目２番地の72
破産者　高橋　由美
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６９３号
大阪市平野区加美西１丁目13番36―1001号
破産者　川口　　修
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所